

福岡県公報

平成19年7月6日
第2699号

目次

告示(第1314号 - 第1327号)

土地収用法に基づく事業の認定	(用地課)	1
保安林の所在場所等	(治山課)	2
解除予定保安林の所在場所等	(治山課)	3
福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項の変更 (出納事務局出納総務課)		3
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出 (商業・地域経済課)		3
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出 (商業・地域経済課)		3
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	4
瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置の許可の申請 の概要	(環境保全課)	4
特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	5
特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	6
特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	6
特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	7
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	7
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	7
公告			
社団法人全国公営住宅火災共済機構の平成18年度経営状況の公表 (住宅管理課)		8

海区漁業調整委員会

区画漁業の漁場計画に係る公聴会の開催 (漁政課) 8

内水面漁場管理委員会

平成19年度魚種別増殖目標数量 (水産振興課) 9

告示

福岡県告示第1314号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年7月6日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 起業者の名称
糸田町
- 2 事業の種類
糸田町宮床地区水路敷保全事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
福岡県田川郡糸田町川宮字糺道大嶽地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について
本件事業は、土地収用法第3条第31号に掲げる「地方公共団体が設置する直接その事務又は事業の用に供する施設」に関する事業に該当するため、同法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
 - (2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について
本件事業の起業者である糸田町は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、平成19年度一般会計予算により既に財源措置を講じているので、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

ア 本件事業は、糸田町が雨水等の処理のため設置している排水路の敷地の保全を行うものである。

当該排水路は、丘陵に囲まれた扇状の傾斜地となっている町有地について管理を行うこともなく放置してきたところ、土地の形状から雨水等が1箇所に集中し民有地に流入するなど、周辺地域の生活環境に悪影響を及ぼしていたため、早急に対策を講じる必要があったこと、土地所有者との協議の結果、借地とする条件で了解が得られたことから、やむを得ず、借地により設置したものである。

本件事業の施行により、借地契約の更新という不安定な状況が解消され、地域住民の良好な生活環境の維持向上など公共の福祉の増進に資することから、本件事業の施行により得られる公共の利益は高いと認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益については、既に起業地を当該排水路の敷地として利用していることから、環境に与える特段の影響はないと認められる。

ウ 本件事業に係る起業地は、当該排水路の敷地として必要最小限の範囲と認められる。また、本件事業は既に施行している事業用地を買収により保全するものであるが、当該排水路を設置するにあたっては、他の案と比較検討を行ったうえで、社会的、技術的、経済的に優れる案を採用したことが認められる。

エ 以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められるため、本件事業は土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

本件事業は、借地契約の更新という不安定な状況を解消するために計画されたものであることなどから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

また、起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であるものと認められる。

さらに、収用の範囲も、本件事業により恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は土地収用法第20条各号の要件を充足すると判断される。

以上により、糸田町から申請のあった糸田町宮床地区水路敷保全事業について、土地収用法第20条の規定に基づき事業認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所

糸田町役場（総務課）

福岡県告示第1315号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年7月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林の所在場所

糟屋郡宇美町大字宇美字大久保10の34から10の37まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大久保10の34・10の35・10の37（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

ウ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び宇美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1316号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定により次のように告示する。

平成19年7月6日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 解除予定保安林の所在場所
豊前市大字求菩提584の1・586の2・592・595の1(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)
 - 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 3 解除の理由
道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を福岡県水産林務部治山課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1317号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成19年7月6日

福岡県知事 麻生 渡

	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	32	福岡市中央区天神2丁目13番1号	福岡市中央区天神2丁目13番1号 本店ほか54店 (今回変更した事項) 福岡市東区箱崎1丁目4番13号 株式会社福岡銀行箱崎支店	平成19年

旧	株式会社福岡銀行	福岡市中央区天神2丁目13番1号 本店ほか54店 (今回変更した事項) 福岡市東区箱崎1丁目4番18号 株式会社福岡銀行箱崎支店	7月9日
---	----------	--	------

福岡県告示第1318号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成19年7月6日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 届出年月日
平成19年6月21日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名称 (仮称) 筑紫野ドリームモール西側敷地
(2) 所在地 福岡県筑紫野市大字原田836-4 外
- 3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(1) 駐輪場の位置

変 更 前	変 更 後
筑紫野市大字原田836-4 外 (駐輪場 3敷地南西側)	筑紫野市大字原田836-4 外 (駐輪場 3敷地南西側)

福岡県告示第1319号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったの

で、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成19年7月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成19年6月21日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) 筑紫野ドリームモール東側敷地

(2) 所在地 福岡県筑紫野市大字原田836 - 5 外

3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐輪場の位置

変 更 前	変 更 後
筑紫野市大字原田836 - 5 外 (駐輪場 5敷地北側)	筑紫野市大字原田836 - 5 外 (駐輪場 5敷地北側)

福岡県告示第1320号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年7月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡粕屋町大字仲原字釜屋2742 - 5 及び2742 - 6

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糟屋郡粕屋町大字仲原2852 - 4

柳 正司

福岡県告示第1321号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のように告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成19年7月6日から同年7月26日までの間、福岡県環境部環境保全課及び築上町環境課において公衆の縦覧に供する。

平成19年7月6日

福岡県知事 麻生 渡

申請の概要

1 申請者の名称、住所及び代表者の氏名

名 称 大本・大池・坡平特定建設工事共同企業体

住 所 福岡市中央区大名2丁目4番30号

代表者の氏名 代表者 株式会社大本組九州支店 支店長 野涯 卓也

2 事業場の名称及び所在地

名 称 大本・大池・坡平特定建設工事共同企業体

県営広域営農団地農道整備事業

京築三期地区 第4号隧道工事

所 在 地 福岡県築上郡築上町大字石堂

3 設置しようとする特定施設に関する事項

種 類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の55に掲げる施設（生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント）
能 力	0.5m ³ / バッチ 混練能力25m ³ / h
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許 可 後
工 事 完 成 予 定 年 月 日	許可の日から約10日後
使 用 開 始 予 定 年 月 日	許可の日から約10日後
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	断続使用（4回/日）、5時間/1回

使用時間の季節的変動の概要		なし	
特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	項目	通常	最大
	水素イオン濃度	9～12	9～12
	生物化学的酸素要求量(mg/ℓ)	1.15	1.9
	化学的酸素要求量(mg/ℓ)	-	-
	浮遊物質(mg/ℓ)	3,000	6,000
	汚水量(m ³ /日)	10	12

4 設置しようとする特定施設から排出される汚水等の処理に関する事項

種類	濁水処理施設				
型式	TJL-30				
構造	鋼板製				
主要寸法	5.0m × 10.0m × 3.5m				
能力	720m ³ /日				
処理方式	凝集沈殿 + pH調整				
工事着手予定年月日	許可後				
工事完成予定年月日	許可の日から約10日後				
使用開始予定年月日	許可の日から約10日後				
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	連続使用 (24時間)				
使用時間の季節的変動の概要	なし				
汚水等の処理施設の使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	項目	処理前		処理後	
		通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度	9～12	9～12	5.8～8.6	5.8～8.6
	生物化学的酸素要求量(mg/ℓ)	1.15	1.9	1.15	1.9
	化学的酸素要求量(mg/ℓ)	2.38	6.60	2.38	6.60
	浮遊物質(mg/ℓ)	3,000	6,000	20	25
	窒素含有量(mg/ℓ)	1.15	1.55	1.15	1.55
りん含有量(mg/ℓ)	0.033	0.063	0.033	0.063	

六価クロム化合物含有量(mg/ℓ)	0.02	0.03	0.02	0.03
汚水量(m ³ /日)	48	720	48	720

5 排出水の汚染状態及び量に関する事項

事業場から排出される排出水の排水口		総合排水処理場の排水口			
	項目	処理前		処理後	
		通常	最大	通常	最大
当該排水口における汚染状態の通常の値及び最大の値	水素イオン濃度	9～12	9～12	5.8～8.6	5.8～8.6
	生物化学的酸素要求量(mg/ℓ)	1.15	1.9	1.15	1.9
	化学的酸素要求量(mg/ℓ)	2.38	6.60	2.38	6.60
	浮遊物質(mg/ℓ)	3,000	6,000	20	25
	窒素含有量(mg/ℓ)	1.15	1.55	1.15	1.55
	りん含有量(mg/ℓ)	0.033	0.063	0.033	0.063
	六価クロム化合物含有量(mg/ℓ)	0.02	0.03	0.02	0.03
	汚水量(m ³ /日)	48	720	48	720

福岡県告示第1322号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年7月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年6月5日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 ばさらの会

(2) 代表者の氏名

大野 二三四

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区渡辺通2丁目4番20-501号

(4) 定款に記載された目的

この法人は女性の視点から「世直しは九州の女性から」をモットーに、現代社会のあらゆる分野において、女性の意見と積極的な行動によって社会に貢献するものである。

1. 世直しは女性も参画、慈母のところで
2. 本音で語ろう、ばさらの会で
3. 出会い、思いやり、そして信頼
4. 子供や孫に残そう、美しい日本

を基本理念として女性の視点から地域の実情や個々人の問題を把握し、生きていくために必要な様々な支援を必要とする人々に対して、幸せに暮らせる街づくり、人づくり、仕事づくり、住環境づくりを目指すために経験と知識を集結するものとし、福祉の増進や社会教育、こども教育の推進を行う事業・地域活動・環境保全・社会貢献・国際協力のための活動や支援、提言活動を行う。また、現代の「駆け込み寺」として時代の改革に貢献するとともに、すべての人々が健康で文化的な暮らしができる社会づくりと次の世代に美しい日本を継承せんとして活動することを目的とする。

福岡県告示第1323号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年7月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年6月12日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人ASUE

(2) 代表者の氏名

谷村 與志雄

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区桜坂2丁目5番45号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、福岡を中心に、若者文化を中心とした音楽、文化芸術やスポーツに携わる人々が、より活動しやすい機会や場所を提供する事業を行い、音楽、文化芸術やスポーツを通じてアジア各国との文化交流を図る事のできる日本唯一の文化圏作りを行う事を目的とする。

福岡県告示第1324号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年7月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年6月14日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 久留米からくり振興会

(2) 代表者の氏名

古賀 伸彦

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県久留米市天神町120番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、広く地域住民に対し、久留米市が生んだ偉大なからくり技師であるからくり儀右衛門こと田中久重氏のからくり技術を広く公開することにより、地域

の活性化に貢献し、かつ、次世代の伝統文化に対する向学心の向上に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1325号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年7月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年6月15日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人エルダーネットQ州

(2) 代表者の氏名

斉藤 一郎

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市博多区諸岡4丁目18番16号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、一般市民および高齢者・身障者に対して、パソコン及び周辺装置等の電子機器を通じて自らが主体者となって、学び教えるという行動を基に、地域貢献・生涯教育・自立支援を通してよりよい社会環境構築の実現に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1326号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年7月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年6月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人九州住情報センター

(2) 代表者の氏名

中島 伸一郎

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市小倉北区吉野町13番1 - 107号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、より快適な住まいを求める人々や住宅に関するトラブルで困っている人々に対して、住生活に関する情報の交流を促すとともに、支援、助言、相談及び研修会等の開催事業を行うことにより、まちづくりを推進し、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1327号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年7月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年6月21日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人さくら

(2) 代表者の氏名

岡部 康子

(3) 主たる事務所の所在地
福岡県中間市中尾三丁目10番25号

(4) 定款に記載された目的

(変更前) この法人は、痴呆症患者及び身体的精神的機能障害等を抱えている市民に対して、介護保険法に基づく居宅サービス事業を行ない、痴呆症患者及び身体的精神的機能障害患者ならびにその家族が等しく生きがいのある生活ができるように地域社会に寄与することを目的とする。

(変更後) この法人は、認知症患者及び身体的精神的機能障害等を抱えている市民に対して、介護保険法に基づく居宅サービス事業を行ない、認知症患者及び身体的精神的機能障害患者ならびにその家族が等しく生きがいのある生活ができるように地域社会に寄与することを目的とする。

公 告

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の2第2項の規定により、社団法人全国公営住宅火災共済機構から、平成18年度経営状況について次のとおり通知があったので、同条第3項の規定により公表する。

平成19年7月6日

福岡県知事 麻 生 渡

1 事業実績

加入都道府県市区町村会員数	709
加入戸数	843,001戸
共済委託契約金額	7,511,809,878,000円
火災共済掛金	1,008,826,395円
被災戸数	460戸
火災共済給付金	393,510,652円
特定給付金	15,350,690円
復興建築助成戸数	115戸
復興建築助成金	51,982,005円

住宅災害見舞戸数	2,789戸
住宅災害見舞金	41,973,000円
住宅防火施設整備補助会員数	107
住宅防火施設整備補助金	48,096,100円

2 収支計算

(1) 収入

火災共済掛金収入	1,008,826,395円
建物管理の部収入	44,055,982円
その他の収入	2,834,643,512円
当期収入合計 (A)	3,887,525,889円
前期繰越収支差額	53,798,324円
収入合計 (B)	3,941,324,213円

(2) 支出

事業費	692,350,264円
管理費	153,486,282円
建物管理費	25,894,669円
特定資産等取得支出	2,466,757,940円
当期支出合計 (C)	3,338,489,155円
当期収支差額 (A) - (C)	549,036,734円
次期繰越収支差額 (B) - (C)	602,835,058円

海区漁業調整委員会

公告

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第4項の規定に基づき、区画漁業の漁場計画に係る利害関係人の意見を聴取するため、次のとおり公聴会を開催することを公示する。

平成19年7月6日

筑前海区漁業調整委員会
会 長 大 内 康 敬

開催日時	開催場所	案件
平成19年7月12日 13時30分	福岡県福岡市中央区舞鶴2丁目4番19号 福岡県水産会館4階 第2研修室	1. 筑前海区における漁場計画について（真珠養殖業、真珠母貝養殖業）

内水面漁場管理委員会

福岡県内水面漁場管理委員会告示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第130条第3項の規定に基づき、第5種共同漁業権の免許にかかる平成19年度魚種別増殖目標数量を次のとおり告示する。

なお、こいについては、コイヘルペスウイルス病のまん延防止に万全を期すため、特例として増殖方法及び目標数量を掲げない。

平成19年7月6日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 原口敏治

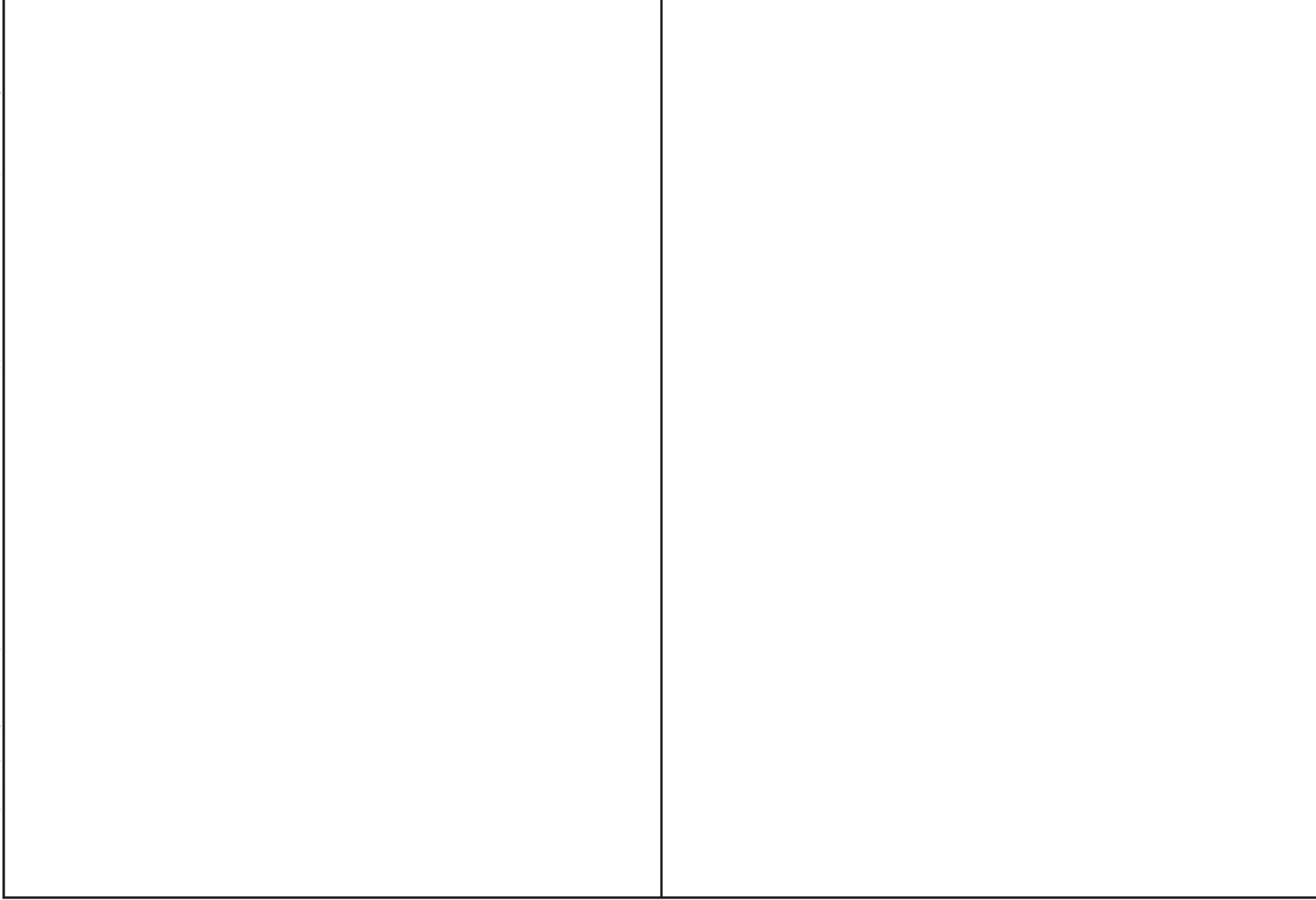
漁業権番号	漁業権者名	魚種名	増殖方法	目標数量
内共第1号	矢部川漁業協同組合	あゆ	種苗放流 人工ふ化放流	70,000尾 20,000,000粒（受精卵）
		こい	なし	なし
		ふな	種苗放流	100キログラム
		うなぎ	〃	5,000尾
		にじます	〃	5,000尾
		やまめ	〃	15,000尾
		おいかわ	種苗放流 産卵床造成	1,500,000尾 10カ所
		うぐい	産卵床造成	8カ所

内共第2号	下筑後川漁業協同組合	すっぼん	種苗放流	500尾
		かに	〃	2,000尾
		えび	〃	10,000尾
		わかさぎ	人工ふ化放流	3,000,000粒（受精卵）
		こい	なし	なし
		ふな	種苗放流	100キログラム
		うなぎ	〃	10,000尾
		おいかわ	〃	50,000尾
		すっぼん	〃	500尾
筑後川漁業協同組合	筑後川漁業協同組合	かに	〃	5,000尾
		えび	〃	50,000尾
		あゆ	種苗放流 人工ふ化放流	150,000尾 30,000,000粒（受精卵）
		こい	なし	なし
		ふな	種苗放流	200キログラム
		うなぎ	〃	5,000尾
		おいかわ	産卵床造成	3カ所
		かに	種苗放流	3,000尾
		えび	〃	5,000尾
甘木漁業協同組合	あゆ	種苗放流	20,000尾	

		こ い な し なし	
		う な ぎ 種 苗 放 流	2,000尾
		や ま め "	15,000尾
		お い か わ "	30,000尾
		か に "	4,000尾
		わ か さ ぎ 人 工 ふ 化 放 流	5,000,000粒 (受精卵)
内 共 第3号	下 筑 後 川 三 又 青 木 大 野 島 上 新 田 川 口 柳 浜 川 沖 武 漁 業 協 同 組 合 端	こ い な し なし	
		ふ な 種 苗 放 流	100キログラム
		う な ぎ "	10,000尾
		か に "	3,000尾
		え び "	20,000尾
内 共 第4号	室 見 川 漁 業 協 同 組 合	あ ゆ 種 苗 放 流	25,000尾
		こ い な し なし	
		ふ な 種 苗 放 流	50キログラム
		や ま め "	1,000尾
		お い か わ "	3,000尾
内 共 第5号	八 木 山 川 漁 業 協 同 組 合	あ ゆ 種 苗 放 流	10,000尾
		こ い な し なし	
		ふ な 種 苗 放 流	50キログラム

内 共 第6号	京 二 川 漁 業 協 同 組 合	あ ゆ 種 苗 放 流	15,000尾
		こ い な し なし	
		ふ な 種 苗 放 流	100キログラム
		う な ぎ "	2,000尾
		や ま め "	2,000尾
		お い か わ "	10,000尾
		す っ ぽ ん "	200尾
		か に "	2,000尾
		え び "	5,000尾
		わ か さ ぎ 人 工 ふ 化 放 流	3,000,000粒 (受精卵)
内 共 第7号	京 二 川 漁 業 協 同 組 合	あ ゆ 種 苗 放 流	10,000尾
		こ い な し なし	
		ふ な 種 苗 放 流	100キログラム
		う な ぎ "	2,000尾
		や ま め "	2,000尾
		お い か わ "	10,000尾
		す っ ぽ ん "	200尾
		か に "	2,000尾
		え び "	5,000尾

内 共 第8号	岩 岳 川 漁 業 協 同 組 合	こ い な し	なし
		ふ な 種 苗 放 流	50キログラム
		あ ま ご	1,000尾
		おいかわ	産 卵 床 造 成 3カ所
内 共 第9号	犬 山 漁 業 協 同 組 合	こ い な し	なし
		ふ な 種 苗 放 流	100キログラム
		おいかわ	産 卵 床 造 成 1カ所
		わかさぎ	人 工 ふ 化 放 流 3,000,000粒 (受精卵)



定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）
〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チエージェツ株式会社（電話 092-411-8867）



印刷部各率100%再生紙を使用しています